

## 令和6年度デジタル・マーケティング相談支援及び人材育成業務 業務説明資料

### (1) 背景・目的

本市は、令和元年10月にデジタルファースト宣言を行い、都市づくり、市民サービス、自治体運営の3分野を中心にデジタルの力を最大限に活かし、持続可能な都市づくりを進めることを政策に掲げている。

このうち都市づくりの分野では、プロモーションのデジタルファーストとして、データに基づく質の高いプロモーションや市民への情報提供を行うとともに、EBPMの推進により費用対効果の高い施策展開を図ることを目指している。

そこで、令和2年度に策定した「浜松市デジタル・マーケティング戦略」に基づき、デジタルの優位性を活かし、情報を効果的に発信・収集・分析する取組を推進するとともに、職員のデジタル・マーケティングに対する理解や実践力の向上を図ることを目的とする。

### (2) 業務内容

#### ①相談支援業務

「浜松市デジタル・マーケティング戦略」に基づき、より効果的なプロモーションや情報発信を行うための事業の組み立て及びデジタルの優位性を活かした情報の発信・収集・分析等に関するアドバイスを行うこと。

- 1) 次年度予算要求に向けた事業戦略へのアドバイス 10時間程度
- 2) 次年度事業実施に向けた仕様作成への 20時間程度
- 3) 当年度事業実施段階におけるアドバイス 20時間程度

#### ②人材育成業務

「浜松市デジタル・マーケティング戦略」を踏まえ、マーケティングの考え方を理解し、より効果的なプロモーションや情報発信を、適切な手法で実践することができる人材を育成するための研修等を提案し行うこと。

- 1) ワークショップ（体験型研修） 想定：15人×2回程度  
マーケティング思考で考える力を養成する研修会の実施
- 2) セミナー（講義型研修） 想定：1回程度  
ターゲットに対して、適切な手法を用いて情報発信するための基礎知識等を習得する研修会の実施

### (3) 成果品（納品物）

#### ①相談支援業務報告書

相談支援業務を実施した際には、相談支援業務報告書を作成し、提出すること。

#### ②人材育成業務報告書

人材育成業務を実施した際には、人材育成業務報告書を作成し、提出すること。

#### (4) 条件・仕様

##### ①提出物の所有権等

本業務により作成し、委託者に提出した納品物の所有権及び著作権は委託者に帰属するものとし、委託者において自由に利用・修正・公開することができるものとする。

##### ②受託業務の履行

受託者は、受託業務の履行にあたり、次の事項を厳守する。

- 1) 受託業務の実施担当者を定め、委託の趣旨に従い、受託者の責任において受託業務を完遂すること。
- 2) 受託業務の実施担当者に支障が生じ、臨時に変更する場合には、直ちにその旨を委託者に報告し、臨時担当者の氏名を委託者へ通知の上、受託業務を遂行すること。
- 3) 受託者は、この業務に係る一切の費用を負担すること。
- 4) 本業務の履行に伴って問題が生じる場合は、その都度、委託者と受託者が協議して解決に当たること。